

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月10日
【中間会計期間】	第11期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
【会社名】	株式会社トリドリ
【英訳名】	toridori Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ 中山 貴之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 森田 一樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 森田 一樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 中間連結会計期間	第11期 中間連結会計期間	第10期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	2,534,034	3,142,626	5,372,804
経常利益 (千円)	338,002	352,883	701,842
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	245,725	93,004	437,145
中間包括利益又は包括利益 (千円)	279,846	186,235	500,360
純資産額 (千円)	1,755,130	1,945,825	1,907,566
総資産額 (千円)	6,044,121	6,637,798	6,773,418
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	74.94	28.16	133.04
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	72.91	27.58	129.61
自己資本比率 (%)	27.6	27.0	26.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,838	193,818	403,713
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	437,704	292,832	579,086
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	760,627	1,692	555,205
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,762,427	1,473,217	1,958,175

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社グループの売上高のうち、代理人取引に係る売上高については、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額にて表示しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、賃上げの継続や雇用環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、食料品価格や原材料価格の上昇により企業のコスト負担は引き続き重い状況にあるほか、不安定な国際情勢を背景とした先行き不透明感が残る状況が続いております。

このような経済環境の下、企業のマーケティング投資においては、成果を可視化しながら柔軟に予算を調整できる手法への需要が一層高まっております。当社グループが属するマーケティング業界、特にインターネット広告市場は、こうしたニーズを背景に引き続き堅調に成長しており、2025年の国内インターネット広告市場規模は、前年比110.8%の4兆459億円となり過去最高を更新いたしました（出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）。

また、AIを活用したターゲティングや自動最適化の進展により、広告効果を確認しながら継続的に改善を行う運用型広告モデルが定着しており、SNS広告や動画広告を中心に広告投資が拡大しております。さらに、インターネット広告市場の中でも、インフルエンサーマーケティング市場では、企業のブランド認知向上や購買行動促進を目的とした活用が広がっております。一方で、従来のインフルエンサーマーケティングは、成果の事前予測や価格の妥当性が分かりづらく、広告主にとって投資判断が難しいという課題を抱えておりました。

このような事業環境の下、当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションを掲げており、InstagramやYouTube、TikTokなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）上で活動する多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサーの、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現することを目指しております。

これまで、定額制のインフルエンサーマーケティングプロダクト「toridori marketing」、成果報酬型広告サービス「toridori ad」、及び総合広告代理店サービス「toridori promotion」などの複数のインフルエンサーマーケティングサービスを展開して参りました。

また、当社グループは、中長期的な成長を見据え、インフルエンサーマーケティングをデジタル運用広告と同様に「成果を見ながら回せる広告」へと進化させることを目的に、運用型インフルエンサー広告プロダクト「Vooster」の提供を開始いたしました。当該プロダクトでは、AIによるインフルエンサー選定、エンゲージメント予測に基づく成果連動型課金、やりとり不要の自動実行等を通じて、広告主にとって納得感のある投資判断を可能にし、継続的な広告出稿を促進する仕組みが特徴です。

今後の中長期的な成長戦略としては、「toridori marketing」及び「Vooster」を中心としたプロダクト領域の拡大、中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化、及びインフルエンサーデータベースの価値最大化を基本方針として掲げております。

その結果、当中間連結会計期間の取扱高は5,022,865千円（前年同期比＋16.1%）、売上高は3,142,626千円（同＋24.0%）、売上総利益は2,844,125千円（同＋23.6%）、営業利益は375,514千円（同＋13.3%）、経常利益は352,883千円（同＋4.4%）、親会社株主に帰属する中間純利益は93,004千円（同62.2%）となりました。

なお、当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(当社グループの事業の内容)

当社グループは下図の領域において、インフルエンサー支援サービスを行っております。各サービスの内容は以下のとおりであります。



(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末より135,620千円減少し、6,637,798千円となりました。これは主に、棚卸資産が178,057千円、前払金が168,924千円、ソフトウェアが168,108千円増加した一方で、現金及び預金が484,958千円、売掛金が116,572千円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末より173,879千円減少し、4,691,973千円となりました。これは主に、借入金が157,909千円増加した一方で、契約負債が120,837千円、預り金が112,559千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末より38,259千円増加し、1,945,825千円となりました。これは主に、資本剰余金が102,149千円減少した一方で、利益剰余金が86,914千円、非支配株主持分が44,549千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末より484,958千円減少し、1,473,217千円となりました。

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の減少は、193,818千円（前年同期は138,838千円の資金の減少）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上352,883千円及び売上債権の減少116,572千円により資金が増加した一方で、棚卸資産の増加178,057千円、前払金の増加168,924千円及び契約負債の減少120,837千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は、292,832千円（前年同期は437,704千円の資金の減少）となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出339,836千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の増加は、1,692千円（前年同期は760,627千円の資金の増加）となりました。これは、長期借入金の返済による支出242,091千円により資金が減少した一方で、長期借入れによる収入300,000千円により資金が増加したことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,250,000
計	11,250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,303,520	3,303,520	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	3,303,520	3,303,520	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年 5 月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役ならびに子会社取締役 7 名 当社従業員 10名
新株予約権の数(個)	1,965
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 196,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,617 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2029年 4 月 1 日 至 2036年 5 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,617 資本組入額 809
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

新株予約権の発行時(2026年 5 月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき100円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年12月期から2033年12月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、2事業年度連続で10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5.(1)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日 (注)	3,520	3,303,520	774	95,566	769	95,255

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
中山 貴之	東京都渋谷区	1,036,080	31.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 1 2	222,300	6.72
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	211,699	6.40
Global Catalyst Partners Japan 2 号投資事業有限責任組合	東京都港区南青山 1 丁目 1 - 1	180,000	5.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号)	140,658	4.25
雨瀧 浩一郎	東京都新宿区	140,000	4.23
株式会社セレス	東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号	108,680	3.28
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門 2 丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	97,942	2.96
国本 貴志	東京都港区	90,000	2.72
三宮 翔太	千葉県市川市	81,000	2.45
計	-	2,308,359	69.86

(注) 1 . 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てしております。

- 2 . 2026年 5 月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、アセットマネジメントOne株式会社が2026年 4 月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年 6 月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書 (変更報告書) の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号	185,700	5.62
計	-	185,700	5.62

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,300,200	33,002	-
単元未満株式	普通株式 3,320	-	-
発行済株式総数	3,303,520	-	-
総株主の議決権	-	33,002	-

【自己株式等】

2026年 6 月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数 (株)	他人名義所有株式 数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社トリドリ	東京都渋谷区円山 町28番 1 号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,958,175	1,473,217
売掛金	1,032,826	916,254
棚卸資産	1 13,689	1 191,747
前払金	1,845,698	2,014,623
その他	331,286	412,185
貸倒引当金	11,269	7,326
流動資産合計	5,170,407	5,000,700
固定資産		
有形固定資産	56,981	51,658
無形固定資産		
のれん	609,331	567,444
ソフトウェア	220,274	388,383
ソフトウェア仮勘定	188,162	183,964
その他	6,860	5,613
無形固定資産合計	1,024,629	1,145,404
投資その他の資産	2 521,400	2 440,034
固定資産合計	1,603,011	1,637,098
資産合計	6,773,418	6,637,798
負債の部		
流動負債		
買掛金	918,826	828,964
短期借入金	1,100,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	542,484	579,784
未払金	192,882	236,928
未払法人税等	125,296	134,551
契約負債	140,171	19,334
預り金	769,951	657,391
その他	259,648	198,138
流動負債合計	4,049,261	3,855,092
固定負債		
長期借入金	767,922	788,531
繰延税金負債	2,303	1,884
資産除去債務	45,160	45,260
その他	1,205	1,205
固定負債合計	816,591	836,880
負債合計	4,865,852	4,691,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,792	95,566
資本剰余金	885,622	783,473
利益剰余金	829,619	916,534
自己株式	57	127
株主資本合計	1,809,976	1,795,446
新株予約権	24,142	32,383
非支配株主持分	73,446	117,995
純資産合計	1,907,566	1,945,825
負債純資産合計	6,773,418	6,637,798

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年 1 月 1 日 至2026年 6 月30日)
売上高	2,534,034	3,142,626
売上原価	232,820	298,501
売上総利益	2,301,213	2,844,125
販売費及び一般管理費	1,969,912	2,468,611
営業利益	331,300	375,514
営業外収益		
受取利息	3,164	4,138
受取手数料	1,425	1,832
補助金収入	21,751	-
その他	522	969
営業外収益合計	26,863	6,940
営業外費用		
支払利息	19,240	24,522
その他	920	5,049
営業外費用合計	20,161	29,571
経常利益	338,002	352,883
税金等調整前中間純利益	338,002	352,883
法人税、住民税及び事業税	50,519	134,813
法人税等調整額	7,636	31,835
法人税等合計	58,155	166,648
中間純利益	279,846	186,235
非支配株主に帰属する中間純利益	34,121	93,230
親会社株主に帰属する中間純利益	245,725	93,004

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
中間純利益	279,846	186,235
中間包括利益	279,846	186,235
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	245,725	93,004
非支配株主に係る中間包括利益	34,121	93,230

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年 1 月 1 日 至2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	338,002	352,883
減価償却費	22,706	52,371
のれん償却額	41,887	41,887
株式報酬費用	9,600	8,190
貸倒引当金の増減額 (は減少)	129	3,772
受取利息及び受取配当金	3,164	4,138
支払利息	19,240	24,522
補助金収入	21,751	-
売上債権の増減額 (は増加)	63,553	116,572
棚卸資産の増減額 (は増加)	64,600	178,057
前払金の増減額 (は増加)	675,675	168,924
仕入債務の増減額 (は減少)	101,101	89,862
未払金の増減額 (は減少)	2,071	44,045
契約負債の増減額 (は減少)	172,459	120,837
預り金の増減額 (は減少)	256,866	112,559
その他の資産の増減額 (は増加)	27,567	37,038
その他の負債の増減額 (は減少)	2,119	60,788
小計	54,948	61,428
利息及び配当金の受取額	3,164	4,138
利息の支払額	19,751	25,094
補助金の受取額	21,751	-
法人税等の支払額	89,052	111,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,838	193,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	26,119	2,072
有形固定資産の売却による収入	160	-
ソフトウェアの取得による支出	143,161	339,836
長期貸付けによる支出	300,000	-
長期貸付金の回収による収入	33,320	49,980
差入保証金の差入による支出	1,000	20,000
差入保証金の回収による収入	-	20,000
その他	902	902
投資活動によるキャッシュ・フロー	437,704	292,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	300,000	100,000
長期借入れによる収入	1,023,400	300,000
長期借入金の返済による支出	537,985	242,091
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,468	1,543
新株予約権の発行による収入	130	-
自己株式の取得による支出	-	70
非支配株主への配当金の支払額	27,386	10,709
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	146,980
財務活動によるキャッシュ・フロー	760,627	1,692
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	184,084	484,958
現金及び現金同等物の期首残高	1,578,342	1,958,175
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,762,427	1,473,217

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
商品	13,689千円	191,747千円

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
投資その他の資産	4,050千円	4,221千円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
給料及び手当	371,746千円	343,258千円
広告宣伝費及び販売促進費	783,271	1,253,198

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金勘定	1,762,427千円	1,473,217千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,762,427	1,473,217

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2026年1月1日 至2026年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インフルエンس・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループはインフルエンс・プラットフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
顧客との契約から生じる収益		
プロダクト領域	1,579,390 千円	2,157,478 千円
マーケティングパートナー領域	954,643	985,148
顧客との契約から生じる収益 計	2,534,034	3,142,626
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	2,534,034	3,142,626

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年 1月 1日 至2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年 1月 1日 至2026年 6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	74.94円	28.16円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	245,725	93,004
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	245,725	93,004
普通株式の期中平均株式数(株)	3,279,015	3,302,285
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	72.91円	27.58円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	91,288	69,988
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2025年2月13日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 1,300個 (普通株式 130,000株)	2026年5月14日開催の取締役会決議による第3回新株予約権 新株予約権の数 1,965個 (普通株式 196,500株)

(重要な後発事象)

(子会社株式の追加取得)

当社は、2026年7月27日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社トリドリISの株式を追加取得し完全子会社とすることを決議し、2026年7月31日をもって完全子会社としました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称と事業の内容

企業の名称 株式会社トリドリIS

事業の内容 インフルエンサーマーケティング事業、インサイドセールス事業

(2) 企業結合日

2026年7月31日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

非支配株主が保有する株式を全て取得し、同社を当社の完全子会社とするものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として会計処理する予定であります。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 1,200百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少(又は増加)する資本剰余金の金額

現時点において確定しておりません。

(多額な資金の借入)

当社は2026年7月27日開催の取締役会において、以下のとおり財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結について決議し、2026年7月31日付で金銭消費貸借契約を締結し、借入を実行いたしました。

(1) 資金使途 : 子会社株式の追加取得資金

(2) 借入先 : 株式会社みずほ銀行

(3) 借入金額 : 1,200百万円

(4) 借入金利 : 変動金利(基準金利+スプレッド)

(5) 借入実行日 : 2026年7月31日

(6) 借入期間 : 7年間

(7) 担保の有無 : 無担保、無保証

(8) 返済方法 : 元金均等返済

(9) 財務上の特約の内容

各事業年度の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、零以上に維持すること。

各事業年度の末日における連結損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失(経常損失)を計上しないこと。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月10日

株式会社トリドリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドリの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリ及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間

連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。